墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

1 改正理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正(令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正(令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行)されたことに伴い、区が指定権限を有する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにおけるサービスの基準を改正する必要がある。

2 改正内容

指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が有する共同生活住居の数に係る規定を削除するとともに、 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準を改める。

3 施行期日 公布の日